



夏季休暇期間中における

口蹄疫等の防疫対策の徹底について

口蹄疫が中国において、アフリカ豚コレラがロシア、ポーランド、ハンガリー等の東欧で継続発生しています。

夏季休暇期間は、諸外国と日本で人や物の移動が増大するため、これらの伝染病が国内に侵入する危険性が一層高まります。やむを得ず海外へ渡航する場合は、以下の事項に留意するとともに、引き続き飼養衛生管理基準を遵守するようお願いします。

海外渡航に当たっての留意事項

- 1 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- 2 動物との不用意な接触は避けること。
- 3 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- 4 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

帰国後の留意事項

- 1 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。
- 2 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

**家畜に異状が見られたら、
直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください**

電話：017-764-1744

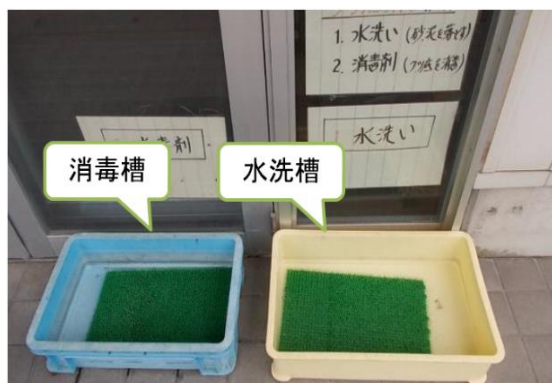
夜間・休日：090-2274-0474

飼養衛生管理基準要点

- 1 衛生管理区域への病原体持込みを防止するため、
(1) **手指、靴の消毒・交換** (2) **関係者以外立入禁止**
(3) **食品残さは加熱後給与** (対象家畜: 豚、いのしし)
- 2 野生動物の侵入を防ぐ。
- 3 病原体に汚染されていない**清潔な飲用水**を給与する。
- 4 **畜舎、器具を清掃し、定期的に消毒**する。
- 5 家畜の**健康観察**を行い、異常があった場合は**ただちに獣医師に連絡**する。
- 6 **衛生管理区域への立ち入りに関する記録**を作成する(立入した人を記帳する)。
- 7 伝染病の発生予防に関する**最新の情報**を把握する。

・「衛生管理区域への病原体持込み防止」のための実例

衛生管理区域に入る前の踏込消毒槽



衛生管理区域に立ち入り禁止看板を設置

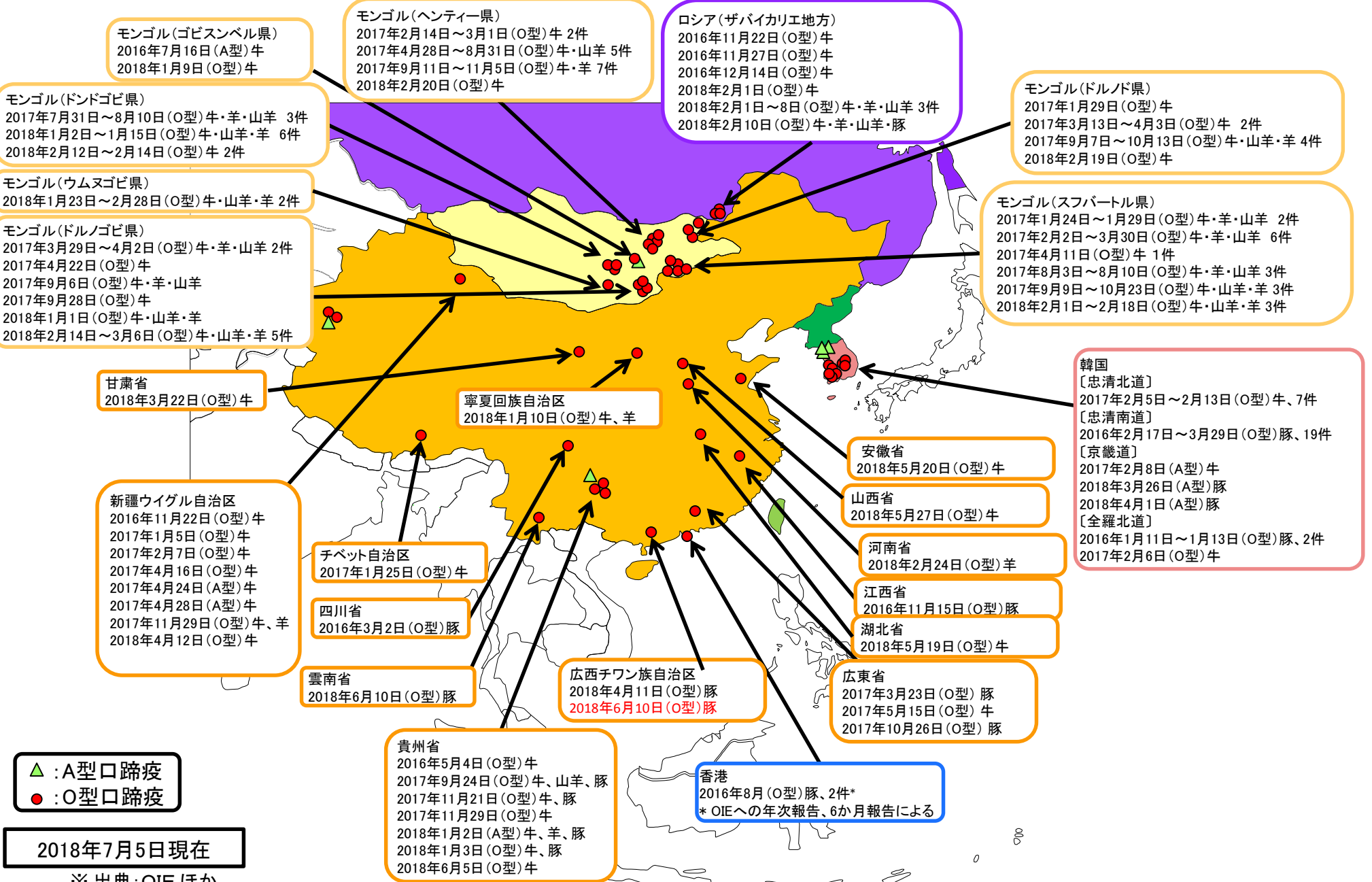


・「衛生管理区域への立ち入りに関する記録を作成」の実例

立ち入り禁止看板とともに入場記録簿を設置



中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2016年1月以降の発生）



▲ : A型口蹄疫
● : O型口蹄疫

2018年7月5日現在

※ 出典: OIE ほか
 ※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)
 ※ ロシアは東アジアの近接地域に限る

欧州・ロシア等におけるアフリカ豚コレラの発生状況

